

大館市郵便入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大館市が実施する郵便による競争入札（以下「郵便入札」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 郵便入札の実施対象となる競争入札は、契約検査課へ依頼のあった入札案件から契約検査課長が選定し、指名審査会の審議を経て指定するものとする。

(入札公告等)

第3条 市長は、郵便入札を執行するときは、次に掲げる事項を入札公告及び指名通知（以下「公告等」という。）に記載するものとする。

- (1) 郵便入札の実施対象であること
- (2) 入札書の郵送方法
- (3) 入札書の送付先
- (4) 入札書の到達期限
- (5) 開札の日時及び場所
- (6) 前各号に掲げるもののほか、郵便入札の実施に関し必要な事項

(入札書等の提出方法等)

第4条 入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札書のほか、公告等において指定する書類（以下「入札書等」という。）を入札書の到達期限までに到達するように提出しなければならない。

- 2 入札書等は、一般書留又は簡易書留により郵送するものとする。ただし、入札書等を持参して提出する場合は、この限りでない。
- 3 前項の規定により入札書等を提出する場合は、郵送用の外封筒及び入札用の内封筒の二重封筒とし、使用する封筒の規格は外封筒を角型2号、内封筒を長形3号とする。ただし、入札書を持参して提出する場合は、外封筒を省略することができる。
- 4 前項の内封筒には、入札件名、開札日及び入札参加者名を記載の上、入札書等を封入し、届出印鑑をもって封印封かんし、裏面割印をするものとする。
- 5 落札となるべき同価格の入札をした者（以下「同札者」という。）が2者以上あるときは、くじにより落札者の決定を行うため、入札参加者は、入札書に任意の3桁のくじ番号を記載するものとする。ただし、くじ番号が記載されていないときは、999のくじ番号を割り当てるものとする。

(郵便入札に係る費用の負担)

第5条 郵便入札に要する費用は、当該入札の結果にかかわらず、入札参加者の負担とする。

(入札書等の保管等)

第6条 入札を執行する者（以下「入札執行者」という。）は、第4条に規定する入札書等が提出されたときは、外封筒を開封し、入札書等が封かんされた内封筒を開札の日時まで契約検査課において厳重に保管するものとする。

2 入札執行者に提出された入札書等は、書き換え、差し替え又は撤回することができない。

(入札の辞退)

第7条 指名通知を受けた者が入札を辞退しようとするときは、入札書の到達期限までに入札辞退届が到着するよう郵送又は持参により提出しなければならない。

2 前項の入札辞退届は、入札書等の提出後においても提出することができる。この場合において、提出された入札書等は、入札参加者に対し返却しないものとする。

3 入札参加者は、入札執行者に入札辞退届を提出したときは、これを撤回することができない。

(入札書の開札)

第8条 郵便入札の開札に当たっては、入札事務に関係のない職員を立会人として選任し、あらかじめ指定した日時及び場所において、開札に立ち会わせるものとする。

2 前項において選任された立会人は、開札の公正な執行に協力し、次に掲げる職務を遂行するものとする。

(1) 入札参加者の確認

(2) 封筒が開札前に開封されていないことの確認

(3) 無効となる入札書の確認

(4) 落札者及び落札金額の確認

(5) 前各号に掲げるもののほか、郵便入札の公正性を確保するため必要と認められる事項の確認

(入札の無効)

第9条 大館市競争入札事務等取扱要綱（平成20年4月1日）第27条に定めるもののほか、郵便入札において次のいずれかに該当する場合は、入札書を無効とする。

(1) 提出方法が第4条に規定する郵送又は持参による方法によらないとき。

(2) 入札書の到達期限より後に到達したとき。

(3) 入札書の到達期限までに所定の場所に入札辞退届が提出されたとき。

(4) 内封筒が封印封かんされていないとき。

2 前項の規定により開札前に無効とした入札書等は開札しない。この場合において、無効とした入札書等は返却しないものとする。

(くじによる落札)

第10条 同札者が2者以上あった場合においては、次の各号の順に行う手続により、落札者を決定するものとする。

(1) 同札者に、大館市入札参加資格に関する要綱（平成19年4月1日）第7条第1項に規定する有資格業者登録名簿の「業者カナ名称」の五十音順で、0から番号を割り当てる。

(2) 入札者のくじ番号（3桁の番号）を全て加算し、合計値を算出する。

(3) 前号で算出した合計値を同札者数で除算して余りを算出する。

(4) 前号で算出した余りの数字と、第1号で割り当てた数字が一致した者を落札者とする。

(再度の入札)

第11条 入札執行者は、郵便入札を行った結果、落札者が決定しないときは、1回に限り再度の入札を行うことができる。

2 前項の再度の入札を行うときは、再度の入札を執り行う旨及び有効な入札書に記載された入札価格の最も低い金額を、郵便入札に参加した者（第9条の規定により無効とした者及び最低制限価格を下回る価格の入札を行い失格とした者を除く。）に対して通知するものとする。

(入札結果)

第12条 入札執行者は、郵便入札により落札者が決定したときは、速やかに郵便入札に参加した者（無効及び失格となった者を含む。）に、電話、ファクシミリ、その他確実な方法により連絡又は通知するものとする。

(入札の延期、中止等)

第13条 入札執行者は、郵便事故等が発生したとき、又は不正な行為等により入札を公正に執行することができないと認められるときは、開札を延期若しくは入札を中止することができる。

2 郵便入札の開札を延期する場合は、入札書の到達期限までに提出された入札書等を延期後の開札日時まで厳重に保管するものとする。

(その他)

第 14 条 この要領に定めるもののほか、郵便入札の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。